

インバウンド向けマナー啓発動画制作事業 受託者選定要領

1 目的

この要領は、インバウンド向けマナー啓発動画制作事業公募型プロポーザル方式実施公告に基づいて応募があった提案を審査し、インバウンド向けマナー啓発動画制作事業を委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

2 インバウンド向けマナー啓発動画制作業務委託先審査委員会の設置

上記1の委託候補者を選定するために、インバウンド向けマナー啓発動画制作事業委託先審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

3 審査委員会の構成

- (1) 審査委員会の委員長は国際観光担当課長とする。
- (2) 審査委員会は委員長が招集し、委員長が議長になる。
- (3) 審査委員会は過半数の者が出席しなければならない。
- (4) この要領に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

4 審査

提出された企画提案書を審査し、委託候補者を決定する。

5 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

6 採点

別添審査表により5段階で行い、「普通」を基準として、普通より優れているものは、「やや優秀」、さほど評価できないものは「やや劣る」、また、特別に優れていると判断できるものは「優秀」、また、特別に評価できないものは「劣る」とする。（100点満点）

配点は次表のとおりとする。

項 目	優秀	やや 優秀	普通	やや 劣る	劣る
企画の浸透性	30	24	18	12	6
業務達成の確度	30	24	18	12	6
業務についての経験	10	8	6	4	2
経費配分の正当性	20	16	12	8	4
業務の実施体制等	10	8	6	4	2
合計	100	80	60	40	20

7 審査結果の集計

審査委員は、提案者 1 者当り 100 点満点で審査し、得点の高い順に順位づけを行う。同点である場合は、審査員の判断により順位づけを行う。ただし、審査表の全配点に上記委員の人数を乗じた点数の 6 割を最低基準とし、評価点の合計が最低基準に満たない場合は選定しない。

8 審査の方法

- (1) 審査委員が行った順位付けに対し、1 位は 5 点、2 位は 4 点、3 位は 3 点、4 位は 2 点、5 位は 1 点を順位点として付与し、その順位点を合計して順位を決定する。
- (2) 順位点による選定結果を委員全員で協議の上、協議結果を踏まえて業務委託予定先 1 者を選定する。
- (3) 参加者が 1 者で、委員の評価点の合計の平均が 60 点（普通）に満たない場合、不採択とする。

◇順位点

順 位	順位点
1 位	5 点
2 位	4 点
3 位	3 点
4 位	2 点
5 位	1 点

審査基準

項 目	評価内容	配点
1 企画の浸透性	・業務の趣旨を十分に理解しているか ・県内のマナーに関する課題をとらえたテーマ設定、外国人等観光客が容易に理解することができる内容・企画になっているか	30
2 業務達成の確度	・仕様書に忠実度の高い業務を達成可能か ・企画を達成するための映像や演出、効果が実現可能か	30
3 業務についての経験	・過去に類似又は同規模の業務に取り組んだ実績があり、適切な業務の実施が期待できるか	10
4 経費分配の正当性	・見積金額が上限の範囲内で、適正な価格となっているか ・予算内で、クオリティの高い映像制作ができる提案となっているか	20
5 業務の実施体制等	・業務を適切に実施できる計画・体制であるか ・よりクオリティの高い制作を実施するため、経験値の高いプロのスタッフが含まれる体制となっているか	10
合 計		100